

## 社会福祉法人みのり福祉会 西倉吉保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人みのり福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 西倉吉保育園
- (2) 所在地 鳥取県倉吉市西倉吉町2番地23

(施設の目的及び運営方針)

第2条 西倉吉保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 45人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 25人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 保 育

第7条に規定する時間において、保育を提供する。

- (2) 給 食

乳児には月齢に合わせた離乳食、3歳未満児には主食、副食と午前・午後各1回のおやつ、3歳以上児には副食と1回のおやつを提供する。

- (3) 特別保育

乳児保育、延長保育、障害児保育、一時保育（自主事業）を提供する。

(職員の職種及び定数、職務の内容)

第5条 保育の実施にあたり、配置する職員の職種及び定数、職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 (1名)

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士又は保育士 (鳥取県条例第79号第10条に規定する基準を満たす人数)

ア. 主任保育士は、地域の保護者などに対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容についてほかの保育士を統括する。

イ. 保育士は保育に従事し、その計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

ウ. 必要に応じて、園長補佐、業務主任、副主任保育士を置くことができる。

(3) 調理員 (2名以上)

倉吉市の管理栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(4) 事務員 (1名)

経理・文書管理など、一切の事務を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始 (12月30日から1月3日) 及び祝日を除く。日曜日及び祝日に行事を行う場合は例外とする。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、左記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、左記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで、16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他費用の種類)

第8条 当園の保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金 (保育料) を支払うものとする。

2 当園は、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを第1項の支給認定保護者から受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) 保護者から退所の申し出があったとき

(5) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、倉吉市、利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る記録

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

別 表（第8条関係）

1 保育の提供等に要する実費に係る利用者負担金

(1) 延長保育料、一時保育利用料、給食費（副食費）等

項 目	内容・負担を求める理由及び目的	金 額
延長保育利用料	延長保育の保育料として ○短時間認定 8時30分以前の登園 16時30分以降の降園 ○標準時間認定 18時以降の降園	1回 200円 (園児1人につき) 上限月額 2,000円 ※短時間認定の方が18時 以降の降園になった場合 は400円
一時保育利用料	0・1・2歳児の保育料として	1日 2,000円
	3・4・5歳児の保育料として	1日 1,000円
給食費	3歳以上児の副食費として	1か月 4,500円
オープンデー給食試食費用	オープンデー参加者の希望により 給食を提供した代金として	1食 200円
給食試食会費用	給食試食会において提供した給食代金 として	1食 200円
米 代	3・4・5歳児に提供した米代として	1食 50円

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付する。

※延長保育料・米代は、月末締めとし、1か月ごとに請求・集金する。

(2) スポーツ振興センター加入費、保護者会費

項 目	内容・負担を求める理由及び目的	金 額
独立行政法人日本スポーツ 振興センター加入費	保育園に在籍する児童の不慮の災害・治療 費や見舞金の給付の為の保護者負担金と して	園児 1人につき 年間 210円
保護者会費	保護者会の運営費として	園児 1人につき 1か月 350円

※スポーツ振興センター加入費、保護者会費は保護者会への支払とする。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 1月11日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する。